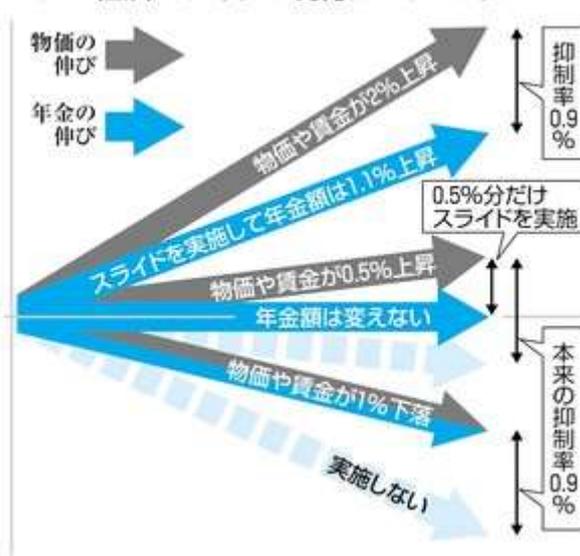


「デフレ時実施」見送りへ 年金のマクロ経済スライド

中日新聞 2015年3月19日

マクロ経済スライドの現行ルールイメージ



年金財政の悪化を食い止めるため、公的年金額の伸びを毎年度少しずつ抑える「マクロ経済スライド」が、二〇一五年度に初めて実施される。一方、デフレ時もマクロ経済スライドを実施できるようにする制度改正は見送られる情勢になった。背後にあるのは受給者の反発を恐れた政権与党の慎重姿勢。受給者の心理を考えてみた。

愛知県内のファイナンシャルプランナー（FP）有志らが毎月、名古屋市内で開く勉強会。公的年金で意見が一致するのは「マクロ経済スライドの仕組みが分かっている国民は、ほとんどいない」という点だ。

一五年度の年金額は前年度比で0.9%増える。これは物価や賃金によるスライド率2.3%から、過去の物価下落時に実施せず、今回実施する物価スライドの分0.5%と、マクロ経済スライドによる0.9%をマイナスした数値だ。

まずはこのスライドの仕組みを確認する。年金額を据え置くと、物価の上昇時は年金額が実質的に目減りし、下落時は実質的に増える。こうした変化をなくすため、物価や賃金の変化に合わせて毎年度実施するのが物価スライドだ。

マクロ経済スライドはこれとは別物。物価スライドによる改定率に抑制率を上乗せして年金額を減らす。今後も年金財政を維持していくのが目的だ。抑制率は少子高齢化の進み具合などを反映させて決める。年金の実質金額が減るので、受給者には厳しい制度だ。

ただ、現行ルールでは完全に実施されるのは物価上昇率が大きいときだけ。物価や賃金が下落したときは行わず、物価や賃金の上昇率が小さいときは、年金額が減らないように、一部だけマクロ経済スライドを実施する＝図。

厚生労働省はマクロ経済スライドを完全に実施できるように制度改正する構えだったが、政権与党が難色を示したため方針を転換。二月下旬に新しい見直し案を与党に示した。

物価の下落時や物価上昇率が小さいときのルールは現行通りとし、実施できなかった抑制分は、物価が上昇したときにまとめて実施する内容だ。

物価が上がる時と下がる時のルールが、こんなに違うのはなぜか。勉強会に参加するFPの青木栄子さんは率直に解説する。

「受給者の誰もがはっきり分かるのは年金額が増えたか減ったかだけ。マクロ経済スライドを実施しても年金額が増えれば、あまり痛くは感じない。でも物価下落時に行くと、物価スライドとの二重減額になり、受給者の打撃は大きい。物価が少し上がっているときに完全実施すると、年金が減額になるのでやはり痛い。政治家は受給者に嫌われたくないのでしょ

う」
三重大人文学部の深井英喜准教授（経済学）は「多く的人是は物価の変動を織り込んだ実質額のことは考えず、名目額にとられる」と解説する。実質と名目の感覚のずれは経済学の世界で「貨幣錯覚」と呼ばれる有名な現象という。

四月の統一地方選や来年の参院選を控えた政治家の思惑が働いたようだが、批判は根強い。

東海地方の元自民党県議（83）は「年金額が少ない国民年金受給者への配慮は別途必要だが、年金制度維持のためにやるべき見直しは実行せねば。高齢者票を意識しすぎてはだめ」と直言している。

（白井康彦）

GPIFなど公的年金、10—12月に国債5.6兆円売り越し

朝日新聞 2015年3月18日

3月18日、日銀が発表した2014年10—12月期の資金循環統計によると、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）や共済年金など「公的年金」は同期間に長期国債（財融債含む）を5.6兆円売り越し、株式を1.7兆円買い越していたことがわかった。

写真は、GPIFの看板、2014年撮影（2015年 ロイター/Yuya Shino）

〔東京 18日 ロイター〕 - 日銀が18日に発表した2014年10—12月期の資金循環統計によると、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）や共済年金など「公的年金」は同期間に長期国債（財融債含む）を5兆5605億円売り越し、株式を1兆7281億円買い越し、外国証券を2兆3907億円買い越していたことがわかった。

公的年金には共済年金なども含まれる。世界最大の年金基金で約130兆円の運用資産を保有するGPIFは昨年10月末、基本ポートフォリオ（資産構成）の見直しを公表。国内債券の比率を従来の60%から35%に大幅に引き下げる一方、国内株式を12%から25%に、外国債券を11%から15%に、外国株式を12%から25%に引き上げた。

【荻原博子の家計防衛術】

マクロ経済スライドで年金は実質減

産経ニュース 2015.3.16

年金額が今年の4月分から実質的に引き下げられます。「マクロ経済スライド」という方式が実施され、今までのように物価に応じては上がりなくなります。

「マクロ経済スライド」は、平均余命や労働力人口の変化により将来、年金が払えない状況にならないよう、物価が上昇したら給付額を抑える措置。平成16年に導入が決まりましたが、物価が下がるデフレ下では行われないことになっていたのが、物価が上昇した今回、初めて実施されることになりました。

年金は原則、物価や賃金が上がれば増え、下がれば減ります。27年度は物価や賃金の動向だけを見れば2・3%引き上げとなります。しかし、「マクロ経済スライド」が実施されたことで支給額は0・9%減。つまり物価は2・3%上がっているのに、年金の給付額は1・4%しか上がりません。この0・9%という数字は年金の将来性からその都度見直されますが、当面はこの数字で続きそうです。

今回は、この「マクロ経済スライド」に年金の「特例水準の解消」が重なりました。デフレの時に、本来なら物価の下落に応じて年金を引き下げなくてはならなかったのですが、十分に下げなかったのが、過去の「払い過ぎ」を解消するため、この4月から0・5%下がるのです。つまり年金の給付額はさらに減り、0・9%しか上がりません。

厚生労働省の試算では、夫（昭和23年度以降生まれ）の平均収入（標準報酬月額）が42万8千円で、妻が専業主婦の家庭の場合、夫が厚生年金、妻が国民年金に40年加入していれば、平成26年度の支給額は夫婦で月額計21万9066円。27年度は同22万1507円となり、2441円増えます。

ただ、「マクロ経済スライド」と「特例水準の解消」が実施されていなければ、それよりも月額4千円弱は多かったかもしれません。年間にすれば5万円近くにもなります。

国民年金に40年加入し、新たに年金を受ける人の支給額は26年度で月額6万4400円。27年度は608円しか増えないのです。

物価が上がっても年金の支給額が同様に上がっていかない状況は今後も続きそうです。ただ、デフレ下では「マクロ経済スライド」は行われないので、目減りした年金がさらに減ることはないでしょう。

ちなみに年金は最低25年加入していないともらえませんが消費税が10%に増税された場合は、10年の加入期間でもらえるようになる予定です。（経済ジャーナリスト）

パート労働者、厚生年金の対象範囲広がる

日経新聞 2015/3/8

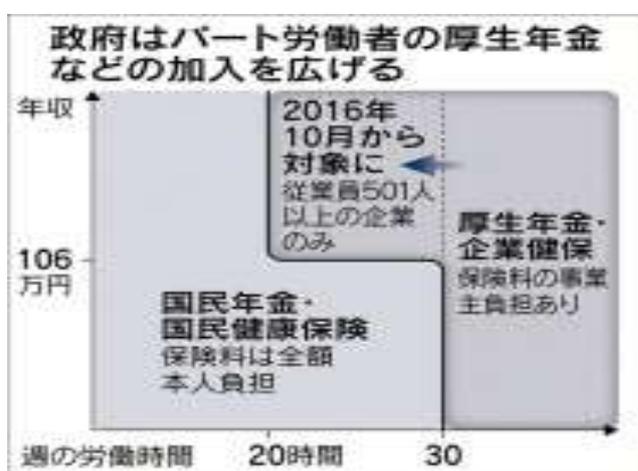
▽…労働時間が正社員に比べて短い人のこと。政府は週34時間以下の人を短時間労働者と位置づけており、2014年には1669万人と雇用者の3割を超えた。企業はバブル後に人件

費を抑えるため、昇給や厚生年金などの加入義務がないパートの採用を増やした。

▽…しかし人手不足が強まるにつれ、育児中の女性やフルタイムでは働きたくない定年退職後のシニアを想定したパートの求人が増えている。リクルートジョブズが受けたスーパー、コンビニエンスストアの求人のうち1～3時間の短時間勤務の割合は14年7～9月期に8.7%となり、前年同期から4.1ポイント上がった。

▽…労働時間が週30時間に満たないパートは会社員が入る厚生年金や健康保険組合の対象から外れるが、16年10月からは対象範囲が広がる。従業員501人以上の企業で週に20時間以上働き、年収が106万円以上ある約25万人が新たに加入対象になる。会社員の厚生年金は報酬に比例して将来の年金が増え、企業向け健保は国民健康保険よりも給付が手厚い。保険料も事業主と原則折半になるので働く人には魅力だ。

パート労働者、厚生年金の対象範囲広がる



▽…労働時間が正社員に比べて短い人のこと。政府は週34時間以下の人を短時間労働者と位置づけており、2014年には1669万人と雇用者の3割を超えた。企業はバブル後に人件費を抑えるため、昇給や厚生年金などの加入義務がないパートの採用を増やした。

▽…しかし人手不足が強まるにつれ、育児中の女性やフルタイムでは働きたくない定年退職後のシニアを想定したパートの求人が増えている。リクルートジョブズが受けたスーパー、コンビニエンスストアの求人のうち1～3時間の短時間勤務の割合は14年7～9月期に8.7%となり、前年同期から4.1ポイント上がった。

▽…労働時間が週30時間に満たないパートは会社員が入る厚生年金や健康保険組合の対象から外れるが、16年10月からは対象範囲が広がる。従業員501人以上の企業で週に20時間以上働き、年収が106万円以上ある約25万人が新たに加入対象になる。会社員の厚生年金は報酬に比例して将来の年金が増え、企業向け健保は国民健康保険よりも給付が手厚い。保険料も事業主と原則折半になるので働く人には魅力だ。

公的年金のモデル世帯は少数派～国民の年金に対する意識を更に上げよう

JST 2015年03月07日

政府は昨年に実施した財政検証に基づいて、公的年金制度に対する見直しを進めている。

もつとも、当初完全実施を予定したマクロ経済スライドについて、物価下落時に発動を停止するという方針変更は、現在の受給者にとって好ましいものであっても、将来の受給者となる現在の加入者にとっては必ずしも良いことではない。

若者は、今回の方針変更に対してもっと怒って良いのではないか。大手メディアによる報道では、その意味することも的確に伝わっていない可能性が高い。

少子高齢化と人口減少の進むこの国の社会において、明らかに老若の人口バランスが変化しているのだから、過去と実質的に同程度の老齢給付を保障するならば、若年世代の負担は以前の世代よりも間違いなく上昇するし、逆に負担増を抑制しようとするならば、老齢給付の水準を引下げざるを得ない。

こんな単純なことが自明であるのに、大手メディア等は年金給付額が減少するとか、公的年金への依存は出来ないといったセンセーショナルな報道を止めようとはしない。私たちは、現実を直視しなければならない。

そもそも、公的年金を「保険」と考えることが誤りではなからうか。保険と考えるからこそ、保険料の払い損だといった加入者からの反発が生じる。米国において基礎的な年金保険料を含めて、社会保障全般のために **Social Security Tax** として徴収されるように、保険料としてではなく国家によって徴収される税として論理構成した方が、加入者である国民がより納得し易いではなからうか。

社会保険料の徴収に関しては、民主党等の主張する税と一体化した形での歳入庁構想があり、税は国税庁経由財務省で、社会保険料は厚生労働省で、という現在の整理になじまない部分もあるが、より強力な国庫への徴収機関の設置は財政赤字の圧縮にも資することにならないだろうか。

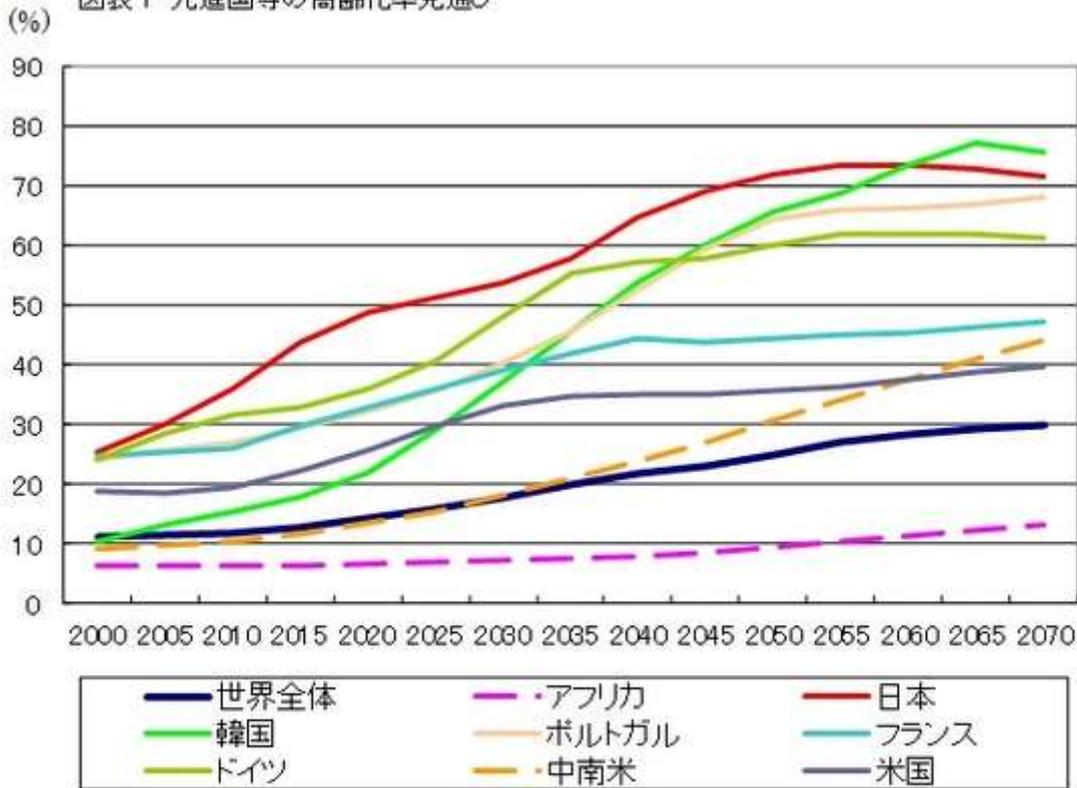
必ずしも財務省の徴収権限を損なわない形での、歳入庁構想の見直しが現代的な解決方法の一つかもしれない。

少子高齢化・人口減少の進む中で、基礎年金部分に一般会計財源の投入を続けるのは政府財政のプライマリーバランス達成という国際目標に対して大きなマイナス効果でしかない。世代間の不公平感は、人口構成が変化している以上不可避であり、現在の公的年金制度はそれを緩和する努力を行っているものの、急速な社会変化に対応し切れていないことを正面から認めても良いのではないか。

基礎年金に要する財源の半分を一般会計が負担しているのは、間違いなく世代間格差を緩和する努力であり、もっと政府が国民の理解を得るべく努力すべきである。少子高齢化の進む中でこれまでのような「低負担中福祉」は持続不可能であり、国民に「低負担低福祉」か「中負担中福祉」のどちらかを選ぶよう訴えかける必要があるだろう。

残念ながら、国民に痛みを伴うテーマは選挙の争点になり難いが、対 GDP 比 200%を超えるような水準にまで財政赤字の拡大している現状では、このまま座して財政破綻を待つべきではない。

図表1 先進国等の高齢化率見通し



※ 高齢化率=65歳以上÷生産年齢人口(15~64歳)

出所: United Nations "World Population Prospects: The 2012 Revision"を筆者グラフ化

公的年金の財政検証においては、人口構成の変化を前提とし積立金の運用による収益獲得を想定しながら、モデル世帯の所得代替率が長期的に 50%を下回らないように給付水準が設定されている。マクロ経済スライドにおける調整率も、公的年金全体の被保険者の減少率と平均余命の伸びを勘案した一定率から算出されている。

2014 年基準でモデル世帯の受取る公的年金は、基礎年金と公的年金を合わせて月額 21.8 万円という給付水準であり、これは所得代替率 62.7%という高水準になる。しかし、厚生労働省の示す所得代替率は、定義が OECD の統計と異なっており、その理解に注意が必要である。

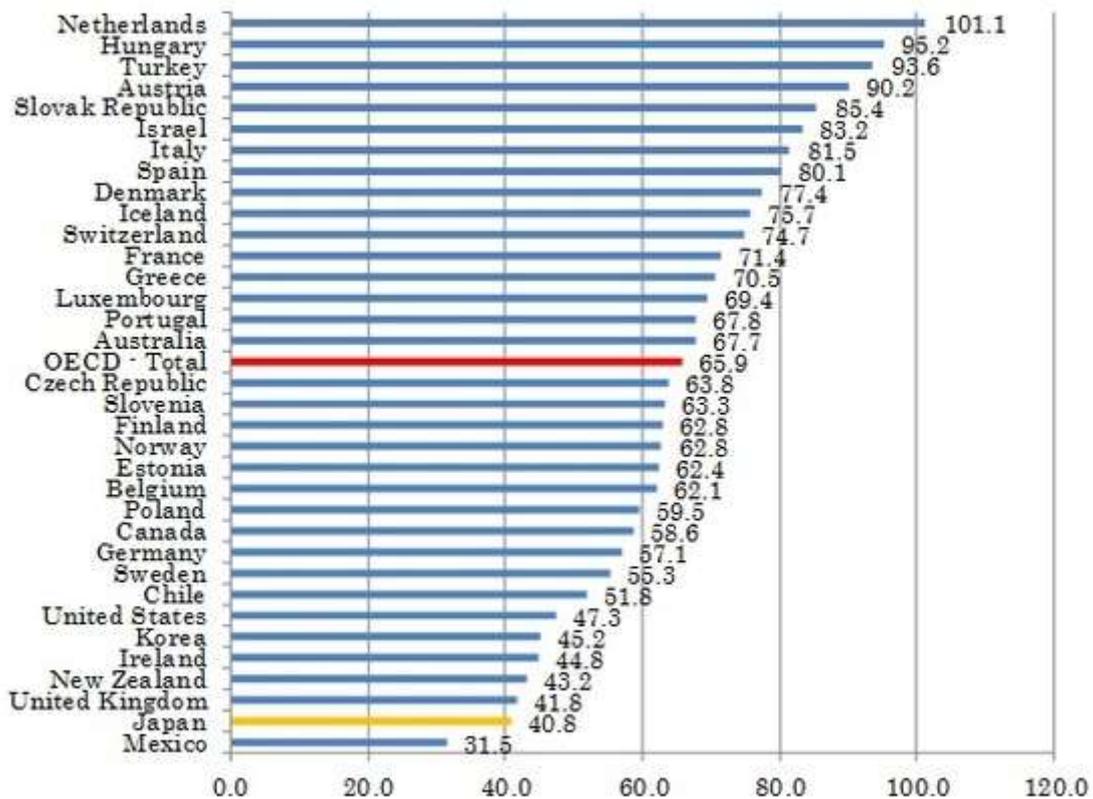
ここで言う所得代替率とは、"年金受給開始時点（例：65 歳）における年金額が、現役世代の手取り収入額（ボーナス込み）と比較してどのくらいの割合かを示すもの"である。

つまり、その時点での平均的な現役厚生年金加入者の収入金額と、その時点で年金開始となる受給者の受取額の比率なのである。したがって、個人が年金開始時点までに幾らの保険料を払ったかは、公表されている所得代替率の数値とは直接の関係がない。個々人の支払累計額と受取期待額については、年金定期便で確認するしかないのである。

一方、OECD の統計では、所得代替率を複数定義しており、そのうちの 2013 年公表数値の一つを取ってみると、日本の所得代替率は 40.8%で、OECD 加盟各国平均を大きく下回る結果となっている。

公的年金の所得代替率は、厚生労働省の数値が高めに表示される結果となっており、OECD の統計に表れる数値との差を理解し、また、高齢化の進む日本においては給付水準が OECD の平均より高くないことにも留意して、私たちの老後について考えておきたい。

図表 2 OECD による公的年金の所得代替率(%)



出所: OECD “Pensions at a Glance 2013”のデータを筆者グラフ化

公的年金の財政検証におけるモデル世帯の定義を平易な言葉で書くと、概ね“40年間厚生年金に加入し、その間の平均収入が厚生年金(男子)の平均収入と同額である夫と、40年間専業主婦である妻の二人からなる世帯”となる。つまり、専業主婦のいる第2号被保険者世帯である。

ところが、既に、現在では、このモデル世帯が一般的な日本の家庭像ではなくなっている。まず、総務省の統計では既に共働き世帯が35.8%を占めており、夫のみ労働世帯の27.0%を上回っている。次に、被用者のうち、非正規雇用者の占める割合は35%を越えており、男性だけでも20%を上回る水準になっている。

非正規雇用者でも必要な条件を満たして第2号被保険者になっている可能性はあるが、厚生年金保険料の半分が企業負担となるために、第2号被保険者となることを回避されている可能性も小さくない。

40年間正規雇用の継続した夫と専業主婦である妻からなる夫婦二人の世帯が、これから公的年金を受取るというのは、既に、一般的な日本の世帯像でないのだろう。

公的年金にまつわる議論で、更に理解されていない可能性が高いのは、こうしたモデル世帯の取得代替率の議論があくまでも第2号被保険者の世帯を想定しているものであり、自営業者等を代表とする第1号被保険者の場合には二階建ての厚生年金が存在せず、将来受給できるのが老齢基礎年金である国民年金部分だけであることかもしれない。

現状では、第1号被保険者の受取ることのできる公的年金は、満額で月6.4万円に過ぎない(なお、2014年の保険料は月額約1.5万円)。夫婦ならば、月額約12.9万円の受給となる。これは、第1号被保険者が定年概念のない自営業等に従事して生涯所得を得られるという前提が置かれたためであるが、既に触れたように、民間企業の従業員でも非正規雇用者の

場合には第 1 号被保険者となっている可能性があり、その場合には、老齢基礎年金だけで老後のやり繰りをする必要がある。

短期間でも第 2 号被保険者となって保険料を納付していれば、若干の上乗せがあるものの、逆に、国民年金保険料の未納期間がある場合には、満額よりも少ない老齢基礎年金しか受取ることができないのである。国民年金の保険料を予め払っておかないと、小額な年金給付が更に減額されてしか受取れなくなるのである。

しかも、公的年金には、遺族給付や障害給付といった民間の企業では容易に提供できないような付加的な手厚い給付も存在する。これらの利用価値を、もっと国民に意識させる必要がある。

公的年金の加入者である国民も、メディアによるモデル世帯についての報道に惑わされず、自分が幾ら公的年金を受給できる可能性があるのか、送られて来る年金定期便の内容を確認し、自らの老後については自分で考えるようにしなければならない。

年金は「遠い約束」であるかのように感じるだろうが、老後はいずれすぐ近くに迫ってくるのである。加えて、民間企業や官公庁等に勤めている場合には、自社の企業年金や共済年金からの給付がどのくらい期待できるかを調べておく価値があるだろう。

会社員の場合には、それが確定給付企業年金か確定拠出企業年金かによって取組みも変わって来るだろうし、公務員の場合には、被用者年金一元化を受けて、特に上乗せ年金部分が今後大きく見直されようとしている。

自分に関係する年金制度を的確に理解することが、少しでも豊かな老後を迎えるための第一歩となるだろう。

*1 OECD 統計での所得代替率については、夫婦でなく就労者個人分であることに加え、年金制度見直し後の予定値であること等の影響も大きい。

厚生労働省の所得代替率との相違について興味ある方は、同省の公表する文書 (<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12507000-Nenkinkyoku-Kokusainenkin-ka/0000030468.pdf>) を参照されたい。

実はブレーキがない年金削減!?!~マクロ経済スライド終了 手順の議論、決定、周知を

年金総合リサーチセンター研究員の眼 2014 年 08 月 15 日
現在の年金制度は、年金財政がバランスするまで給付削減を続ける仕組みになっています。言い換えれば、年金財政がバランスすれば給付削減が終わる仕組みです。6 月 3 日に発表された公的年金の財政見通し（財政検証）では、来年 4 月から本格的な給付削減（マクロ経済スライド）が始まり、早ければ 2017 年度には厚生年金の給付削減が終了する結果になっています。しかし、給付削減を終了するための具体的な手順は未だ決まっておらず、議論すら始まっていません。年金不信を招かないためにも、早めに議論を始め、決定し、国民に周知しておく必要があるでしょう。

◆ ◆ ◆
現在の年金制度は、年金財政が破綻しないように、給付を削減して年金財政のバランスを保つ仕組みになっています。6 月 3 日に発表された公的年金の財政見通しでは、いつまで給付削減を続ければ年金財政がバランスするかが、数通りの前提の下で計算されています。この結果をみると、全受給者に共通する基礎年金（1 階部分）は 2040 年過ぎまで削減を続ける必要があるのに対し、会社員 OB などが受け取る厚生年金（2 階部分）は早ければ 2017 年に削減が終了する見通しになっています（図表 1、図表 2）。

図表1 給付削減終了年の見通し

ケース	経済前提		給付削減の終了年	
	当面の経済	長期的な名目成長率	基礎年金(1階部分)	厚生年金(2階部分)
A	アベノミクスが成功	3.4%	2044年	2017年
B		2.9%	2043年	2017年
C		2.5%	2043年	2018年
D		2.0%	2043年	2019年
E		1.6%	2043年	2020年
F	緩やかな成長	1.3%	2050年	2027年
G	1.0%	2058年	2031年	
H	0.2%	終了せず	終了せず	

(注)「財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合」の値(以下同じ)
 (資料)厚生労働省(2014)「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況および見通し」(以下同じ)

図表2 給付削減のイメージ(ケースA)



(注)モデル世帯の所得代替率の推移を年金額(2014年価格)に置き換えて表示。

このように、早ければ3年後には給付削減が終了する見込みになってはいますが、現時点では給付削減を終了するための具体的な手順が決まっています。現在の法律では「財政見直しを見て給付削減の終了を判断する」ことしか決まっておらず、(1)どのような前提の財政見直しで判断するかや、(2)どのタイミングで作成された財政見直しで判断するか、などの詳細は明確になっていません。

(1)は、どのような前提を使うかによって、ある年に給付削減を終了できるかどうかの判断が変わるため、重要なポイントとなります。今回の財政見直しを見ても、アベノミクスが成功する前提のケースA～Eでは厚生年金の給付削減が2017年頃に終了する見通しですが、アベノミクスが成功しない前提のケースFやGでは2030年前後にずれ込む見直しになっています(図表1)。また、少子化や長寿化が進んだ場合には、さらに削減終了が遅れる見直しになっています(図表3)。

(2)も重要なポイントです。年金財政の見直しは、5年に1度実施される国勢調査をもとにしているため、通常では次回の財政見直しの計算は2019年になります(図表4)。一方で、厚生年金の給付削減は、前述のとおり早ければ2017年に終了する見直しになっています。このように財政見直しの計算の中間年に給付削減の終了があり得る場合に、どのタイミングで作成された財政見直しを使って判断するかを決める必要があります。例えば、今回(2014年)の財政見直しを使って何年に終了するかをあらかじめ決めておくという方法もあり得ますし、2017年など給付削減の終了が見込まれる年に臨時で財政見直しを計算して判断するという方法も考えられます。あるいは、年金財政の健全性を慎重に考える立場からは、2017年など中間年には給付削減を終了させず、次回(2019年)の財政見直しを使って判断する、という方法も考えられます。

現在、政府の審議会では低インフレ時にも給付削減を徹底するなどの見直しが議論されていて、目前に迫りつつある給付削減終了の具体的な手順は議題にすらのぼっていません。しかし、議論を放置して給付削減の終了直前に具体的な手順を決めると、恣意的な決定として年金不信が強まったり、判断がその時々々の政治情勢に左右される可能性もあります。こういった事態にならないよう、給付削減終了の具体的な手順を早めに議論し、決定して、国民に周知しておくべきではないでしょうか。

図表3 出生率や死亡率が変わった場合の
給付削減終了年の見通し

		出生率	中位	低位	高位	中位	
		死亡率	中位	中位		低位	高位
経済前提	ケースC	2018	2023	削減不要	2020	2016	
		2043	2047	2038	2046	2040	
	ケースE	2020	2025	2015	2022	2018	
		2043	2047	2038	2046	2040	
	ケースG	2031	2036	2025	2033	2028	
		2058	2072	2049	2065	2051	

(注) 上段は厚生年金(2階部分)、下段は基礎年金(1階部分)の削減終了年。出生率中位・死亡率中位の列は図表1と同じ。

図表4 財政見通し作成時期と給付削減
終了年(見通し)の関係

2014	今回の財政見通し
2015	←ケースE(出生高位・死亡中位)
2016	←ケースC(出生中位・死亡高位)
2017	←ケースA・B(出生中位・死亡中位)
2018	←ケースC(出生中・死亡中)、E(出生中・死亡高)
2019	次回の財政見通し
	←ケースD(出生中位・死亡中位)
2020	←ケースE(出生中位・死亡中位)